

○目黒区長期計画審議会条例

昭和44年 6 月目黒区条例第17号

目黒区長期計画審議会条例

(設置)

第 1 条 目黒区の長期計画を策定するため、区長の附属機関として、目黒区長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、区長の諮問に応じ、長期計画策定について、審議し、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、区長が任命又は委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。